

学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))〈補償の概要等〉

補償の概要等は約款の概要をご紹介したものです。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

注意！以下に掲載の補償の概要は付帯学総でご加入いただける全ての補償を掲載しております。付帯学総は各大学ごとにご案内する補償プランの組み合わせが異なります。□記載のある補償は加入プランによっては一部補償の選択ができないため、パンフレット記載の加入プランを併せてご確認の上、ご覧ください。

*付帯学総のパンフレットの加入プランに記載のない補償は選択できません。

保険金をお支払いする主な場合

死
保険金
▶死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。
※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金から既に支払われた額を差し引いた額をお支払いします。

後遺障
害保険金
▶事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。
※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

入院
保険金
医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合
▶入院保険金額(に)に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。
※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。

手術保険金
治療目的として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合
▶入院保険金額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。
*1傷の位置や抜糸等のお支払いの対象外の手術があります。
*2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります)をいいます。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります)。

*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金額の10倍の額のみお支払いします。

通院保険金
医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。
*1傷の位置や抜糸等のお支払いの対象外の手術があります。
*2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります)をいいます。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります)。

*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金額の10倍の額のみお支払いします。

医療費
用補償特約
注2+待機期間の不設定に関する特約
医療費用補償用

保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます)による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。

*4 医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。

*5 他の保険契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

*6 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*7 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。

*8 公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費。

*9 公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」)*4。

*10 保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金。

*11 保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます)。

*12 一部の治療保険金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養費は生活療養標準負担額をもとに算出される場合等は自己負担額から控除します。

*13 1事故につれて還付金*1をもとに算出される場合等は自己負担額から控除します。

*14 国内外において以下のようないし、他人にケガ等をさせたり、他の人物(情報機器等に記録された情報を含みます)、*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合。

*15 保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故。

*16 保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故。

*17 保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。

*18 保険の対象となる方については、学生本人に関する事故に限ります。

*19 1事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします。

*20 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談談済は原則として弊社が行います。

*21 保険の対象について相手方との同意が得られない場合や保険の対象となる方に対する賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はござりません。

*22 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。

*23 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*24 保険の対象となる方が国内で受託した財物(受託品)が、国内外での住宅内に保管または持つ間に、住宅外で管理されている間の損壊・盗難・盗取されたことにより、受託品について正規の権利を有する方に對する損害金をお支払いします。ただし、損害額は時価額*3を限度とします。(受託品に係る賠償責任補償条項)

*25 なお、以下のものは補償の対象となりません。

*26 自動車(ブルプ・カーナビ等)・自転車・船舶等・サーフボード・ラジコン・ドローン・スマートフォン・モバイルWi-Fiルーター等・シングルアントレインズ・眼鏡等のその他に有価証券等。

*27 ブレイジットカードや稿本・設計書・帳簿等・商品・製品や設備・什器(じゅうき)・動物・植物等の生物・乗車券・通貨等・貴金属・宝石・美術品・親族が居住する建物内に所在する家財等。

*28 2情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。

*29 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下*1外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。

*2 学校等の正課中および学校行事に参加している間。

*3 は場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。

*4 学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

(注2) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下*1外の急激かつ偶然な外来の事故によ

りケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。

*2 学校等の施設(宿舎を除きます)にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もし

くは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。

*3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

(注3) 新価格特約(住宅内生活用動産用)がセットされています。

このパンフレットは総合生活保険(こども総合補償)の概要をご紹介したもので

す。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

(注4) 入院費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約(医療費用補償用)

がセッ

トされています。

保険金をお支払いする主な場合

病
補
償
追
加
特
約
付
帶
学
総
(
総
合
生
活
保
険
(
こ
ど
も
総
合
補
償
)
保
険
金
お
支
払
い
す
る
主
な
場
合

保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)

保険の対象となる方が偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の搜索・救助活動をする状態になつたことが公的機関により確認された場合

保険の対象となる方が故意行為によって生じたケガ

必ずお読みください

重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[マークのご説明] 契約概要 保険商品の内容をご理解
いたくための事項

注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財)日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください^{*2}。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救援者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●

疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険（こども総合補償）以外の保険契約にセットされる特約や

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 告知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★：告知事項かつ通知事項

- 保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等^{*1}
- 保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度の有無^{*2}

★：告知事項

- 保険の対象となる方ご本人の生年月日
- 他の保険契約等^{*3}を締結されている場合には、その内容

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお受けする商品ごとに異なり、お受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅲ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

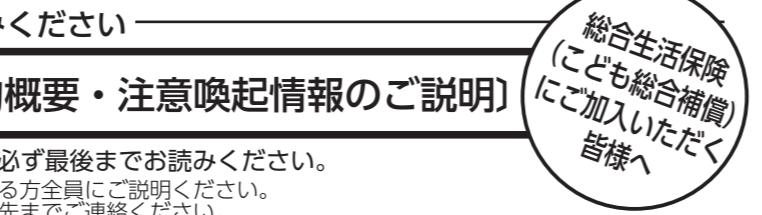
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行った際には変更日・脱退日よりも前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなつた場合には、脱退の手続きをいただく必要があります。

ご加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいたいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されると

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することができます。返還または



*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み
保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法
払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まで

ご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の個人情報の取扱いに関するご案内をご確認ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかつた場合、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返り金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただきます。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

保険金をお支払いする主な場合 保険期間

保険金額、免責金額（自己負担額） 保険の対象となる方

保険料・保険料払込方法 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。

万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に關し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいているか？

学生（保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認いただきましたか？

なお、「職種級別Bに該当する方」に該当した場合は付帯学級に

ご加入いただくことができません。（ご加入後に該当することになった場合、遅滞なくお問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いします。）

（*）各区分（職種級別AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。

○職種級別Aに該当する方：

下記の職種級別Bに該当しない方

○職種級別Bに該当する方：

アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方

「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、

「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・竹・木製品製作業者」

□加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいているか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種の契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2024年5月作成 24T-000189

保険の内容に関するご意見・ご相談等

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

指定紛争解決機関

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

ナビゲーション 0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前 9時 15分～午後 5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
返還する保険料があつても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少くなります。

満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することができます。

*2 始期日からその日のを含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。